ハイ！消費生活相談員です

脱毛エステの契約トラブル(２０２４年６月号)

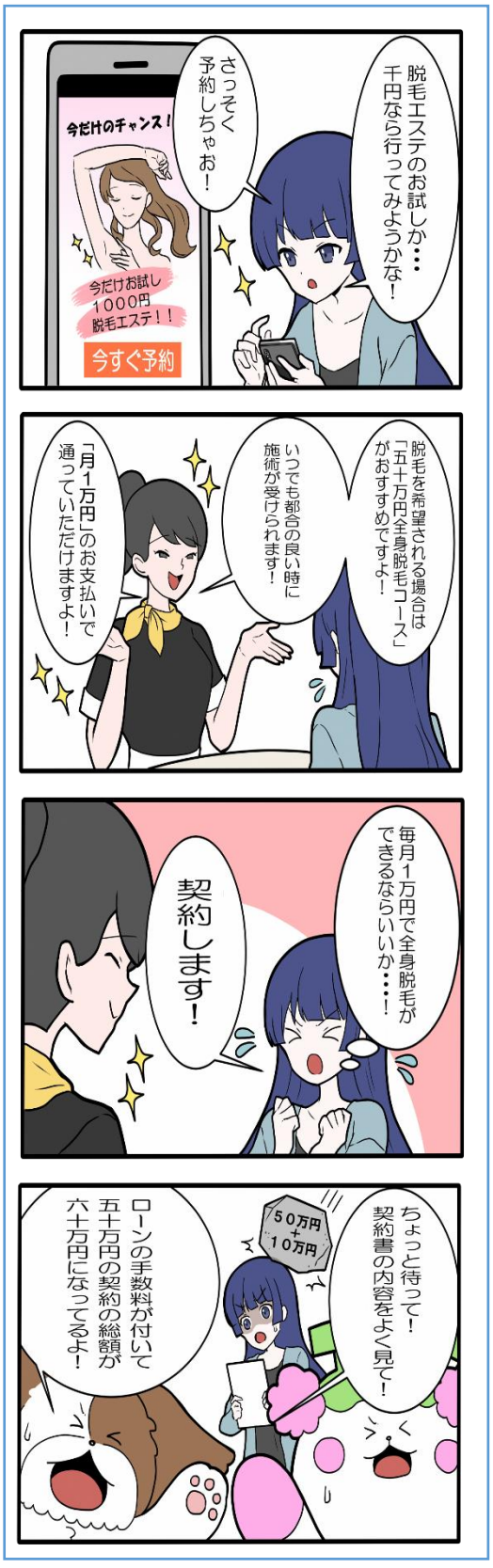

クレジット契約の手数料や返済期間にも注意

【事例１】
エステサロンでひげと全身脱毛５０万円の契約をしたが、クレジットの分割手数料１０万円が付いて支払総額が６０万円と高額であり、クーリング・オフしたい(１８歳、学生)。

【事例２】
脱毛エステ１０回コース３０万円の契約をして１回施術を受けた。事情が変わり解約を申し出たら、５万円を一括で払うよう言われた。支払わないといけないのか(１８歳、学生)。

【アドバイス】
特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービス契約は、法定書面を受け取った日から８日以内であればクーリング・オフができます。クレジット契約をした場合は、エステサロンとクレジット会社の両方に申し出ましょう。
クレジット契約の場合、契約内容によっては、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合があります。手数料を含めた金額や返済期間を必ず確認しましょう。
クーリング・オフ期間が過ぎて中途解約をする場合、事業者が請求できる損害賠償(違約金)の上限額は、サービス利用開始前は２万円、利用開始後は未使用サービス料金の１割または２万円のいずれか低い額と定められています。
分からないことや困ったことがあれば、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！
☎077-561-2353（直通）

または**消費者ホットライン** ☎188（いやや）

（※最寄りの相談窓口につながります）